**向山校区第１１町内自主防災クラブ　災害対応マニュアル（浸水害編）**

**１　目的**

　　このマニュアルは、河川氾濫または内水氾濫の恐れがある場合における自主防災クラブの災害対応に関し、必要な事項を定めることを目的とし、併せて、災害対応を明文化することで自主防災活動を持続的な活動とするために作成するものである。

**２　対応体制**

災害対応は会長等の本部や情報班、避難誘導班など別紙組織図（Ｐ．５）のとおりとする。

**３　本部の設置**

本部のメンバーは会長、副会長及び各ブロック長とし、第６項の行動手順に基づき向山小学校体育館入口等に設置する。

**４　一時避難場所及び公的避難所**

一時避難場所及び公的避難所は時期に応じて次の場所とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 一時避難場所 | 向山デイザービス |
| 公的避難所 | 向山小学校体育館 |

**５　一時避難場所等の確保**

　　第4項に記載の一時避難場所は民間施設であり土日・祝祭日は閉鎖されているため、一時的な避難を要する際に、時期によっては町内にあるオープンスペースを活用する等の対応が必要となる。

**６　行動手順等**

　　災害時における行動手順及びその実行者等を以下に定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行動 | 実施時期 | 担当 | 内　　容 |
| ①情報収集・  伝達  ※随時 | 次のいずれかに該当する場合  ・大雨注意報が発表　され、かつ今後も強い雨が予想されている  ・白川が水防団待機　水位に到達  なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。 | 会長、副会長  情報班 | 会長、副会長、情報班は、携帯やラジオ等から情報を収集し、危険が予想される場合には、連絡網（P.５）を用いて各班長に自宅待機等の連絡を行う。  　また、市からの避難情報についても同様とする。  ※熊本市内はもとより、白川上流（阿蘇地方など）の雨量や水位にも注意すること |
| ②役員の招集  及び本部会  議開催 | 次のいずれかに該当する場合  ・大雨警報が発表され、かつ今後も強い雨が予想されている  ・白川が氾濫注意水　位に到達  なお、会長が別途必要と判断した場合はこの限りではない。 | 本部 | 会長は、連絡網により本部へ役員を招集し、本部会議を開催する。本部会議では以下の内容を決定・確認する。  　○住民避難の時期  　○体制の確認  　○各班員への出動要請時期  　○市への公的避難所開設の要請時期  　なお、本部会議の決定事項（特に避難誘導の開始等）は、各班長は班員へ連絡する。 |
| ③避難誘導・  声かけ | 次のいずれかに該当する場合  ・避難準備情報発令  ・白川が避難判断水　位に到達  なお別途、会長から指示があった場合はこの限りではない | 避難誘導班  隣保班長  避難支援者 | 避難行動要支援者については個別に、避難支援者とともに一般住民等と連携して避難支援を行い、一時避難所へ搬送または同行避難する。  　併せて、一般住民へ自主避難を呼び掛ける。 |
| ④一時避難所の開設・受入準備等 | ③と同時 | 避難所運営班 | 避難所運営班は、一時避難所を開設し、受付簿（Ｐ.　　）の設置等、避難者の受入準備を行う。  　併せて、避難してきた避難行動要支援者の把握を行う。 |
| ⑤負傷者等の救護 | 適宜 | 救護班 | 負傷者を発見した場合、状況に応じて避難所への搬送または１１９番通報を行い、その旨を会長へ報告する。  また、（可能であれば）親族へも併せて連絡する。 |
| ⑥公的避難所への避難誘導 | 公的避難所が開設（避難勧告が発令）された場合 | 避難誘導班 | 避難誘導班は、公的避難所の開設や避難勧告の発令を自らもしくは情報班等から入手した場合は、住民を公的避難所へ誘導する。 |
| ⑦本部機能の移転及び避難行動要支援者の移動 | 公的避難所の開設後 | 本部  情報班  救護班  避難所運営班 | 公的避難所が開設された場合、本部機能を公的避難所へ移転する。  　併せて、避難行動要支援者の一時避難所からの移動を支援する。 |
| ⑧安否（避難状況）確認 | 住民の避難開始後、随時 | 会長  避難所運営班 | 避難所運営班は、避難者の受付を行うとともに、住民の避難状況についてとりまとめ、会長へ報告する。 |
| ⑨二次災害の  防止 | 住民の避難所受け入れ後、随時 | 救護班 | 救護班は二次災害の防止のため、避難者の体調確認、要望の聴き取り等を随時行う。 |
| ⑩炊き出し | 適宜 | 避難所運営班  その他班員 | 避難所運営班は、住民が持ち寄った食材等により必要に応じて炊き出しを行う。 |
| ⑪市役所等への情報提供 | 適宜 | 会長、副会長 | 会長は、安否が確認できない住民の情報など必要な情報は、適宜市役所等へ情報を提供する。 |
| ※その他 | － | 本部メンバー | 上記に記載のない不測の事態には、その都度協議し必要な措置をとることとする。 |

　　上記行動において各班で用意しておくべき資機材等は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職名 | 共通資機材 | 役割別に必要な物 |
| 本部、情報班 | 懐中電灯、携帯電話、ヘルメット、ベスト、自家用車 | 携帯ラジオ |
| 避難誘導班 | 拡声器、誘導棒、ロープ、簡易担架等 |
| 救護班 | 救急セット |
| 避難所運営班 | 調理用器材、食材等 |

**６　多様な情報収集・伝達手段の確保**

　　本地区は、熊本市中央区に位置する世帯数の多い地区であり、いざという時の情報伝達がスムーズに行き渡りにくい性質がある。

　　そのため、自主防災クラブのメンバーは普段から携帯やテレビ、ラジオなど多様な媒体から情報を収集する手段を確保しておき、さらに拡声器等のできるだけ広範囲に一斉に避難を呼び掛けることが可能な資機材の整備に努めること。

**７　住民全体の防災意識の向上**

　　多様な情報収集・伝達手段の確保の他、本地区の性質を鑑み、住民一人ひとりが早めの自主避難を心掛けるよう、自主防災クラブとして普段からあらゆる機会を捉えて啓発を行い、自助の強化に努めること。

**【向山校区第11町内自主防災クラブ組織図】**

**会　　長**

**副　会　長**

**（元主会長）**

**（　　副会長）**

**情報班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**救護班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**避難所運営班**

◎（　　　　　）

　　子ども会

　（　　　　　）

　（　　　　　）

**避難誘導班**

◎（　　　　　）

各ブロック長

　隣保防災班長

　避難支援者

**各班の役割**

|  |  |
| --- | --- |
| 役　割 | 大まかな内容 |
| 会長・副会長、各ブロック長 | 全体の意思決定、本部会議の開催、情報の収集 |
| 情報班 | 気象情報、河川水位情報、避難情報等の情報収集・伝達 |
| 避難誘導班 | 住民の避難誘導、避難行動要支援者の避難支援 |
| 救護班 | 負傷者等の救護、避難所における避難者の体調確認・要望の聴き取り等 |
| 避難所運営班 | 一時避難所及び公的避難所における避難者の把握、避難状況のとりまとめ、炊き出し |

＜災害対応の大まかな流れ＞

**本部会議**

**会　　　長**

**副　会　長**

**各ブロック長**

対応方針の決定等

各班員の招集・行動開始

**情報班**

**避難誘導班**

**救護班**

**避難所運営班**

気象情報等の収集

各種情報伝達

避難誘導

要支援者の支援

避難者の把握

炊き出し

負傷者の搬送

避難所での救護

**第　11　町　内　住　民**

避　難

**公的避難所または一時避難所**